

都市計画法第32条・宅地開発指導要綱・排水協議の協議申請書類一覧

- 1 協議申請書（都市計画法第32条、宅地開発指導要綱）
 - 2 委任状 ※委任内容については、開発行為に係る申請等に関するものとする。
 - 3 開発行為の概要、設計説明書
 - 4 公共施設の管理者に関する事項（雨・汚水の人孔、管渠、公共樹、取付管、雨水抑制施設）
 - 5 位置図（1/2,500 千葉市都市図）
 - 6 公図の写し、施行同意書（地目、土地所有者、面積を記入）
 - 7 現況図（既設の下水道施設、側溝等及び流下方向を図示）
 - 8 求積図
 - 9 土地利用計画図（用途別に着色）
 - 10 排水計画平面図（汚水、雨水、抑制施設等を着色、流下方向を図示）※公共施設のみ記載
 - 11 排水計画縦断面図（汚水・雨水本管の布設ある場合のみ。縮尺：縦 1/100、横 1/500）
 - 12 排水取付管断面図、道路占用許可申請に必要な図面
 - 13 排水構造図（人孔、公共樹、取付管、管の基礎等）
 - 14 雨水流出抑制計算書、工種別平面図（着色）
 - 15 造成計画平面図（切土、盛土別に着色）、造成計画断面図（切土、盛土別に着色）
 - 16 雨水流出抑制施設構造図（有効容量の計算）、水中ポンプ選定資料
 - 17 雨水集水区域図（流域別着色）
 - 18 流量計算書
 - 19 地下埋設物調査平面図・断面図（調査結果を取付管断面図等に反映させること）
 - 20 排水設備の協議に関する内訳
 - 21 排水設備計画平面図（排水接続先の公共施設まで）
 - 22 縦断面図 ※排水設備の基準勾配にすることができない場合に作成
 - 23 排水管及び樹リスト（汚・雨水別）
 - 24 構造図（規格・既製品以外、オイル・グリーストラップ、人孔、公共樹、取付管、管の基礎等その他特殊構造）
 - 25 排水設備計画検討書（区画割平面図、面積計算表、流量計算表）
※流量計算表については、やむを得ず基準勾配にすることができない場合
- } 雨水本管の布設ある場合のみ。
- } (排水設備がある場合のみ)
- (参考資料)**
- 1 公共下水道区域外流入事前打合せ書（写）
 - 2 その他、協議申請書に必要な図書
- (備考)**
- 1 雨水の放流先が道路施設（側溝等）の場合は、14～16を参考資料にしてください。
 - 2 20～25については、開発計画区域内に排水設備がある場合のみ。
 - 3 上記図面等は「**開発区域を赤で囲み、A4ファイル綴じ**」として、ファイル表・背表紙に協議申請者名・開発申請場所を記入し、連絡先の名刺をファイル裏に貼り、**1部**を提出してください。なお、**事務処理に受付から10日～2週間程度要します。**
 - 4 電話等による問い合わせについては、申請者名と開発申請地を申し出るようお願いします。
また、協議等で来庁の際には、事前に担当者へ電話連絡をお願いします。

<問い合わせ先>

・建設局下水道企画部 下水道営業課 TEL：043-245-5447（直通）

*下水道施設の管理者との協議（32条）に関すること

接続指導班：内線 3296

*宅内排水設備に関すること

排水設備班：内線 3292